

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月6日

【四半期会計期間】 第35期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 日本アジアグループ株式会社

【英訳名】 Japan Asia Group Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 山下 哲 生

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【電話番号】 03(4476)8000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 西 田 信 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【電話番号】 03(4476)8000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 西 田 信 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第 1 四半期連結 累計期間	第35期 第 1 四半期連結 累計期間	第34期
会計期間	自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日	自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日	自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日
売上高 (百万円)	18,639	20,338	91,146
経常利益 (百万円)	5	324	1,026
親会社株主に帰属する 四半期（当期）純損失() (百万円)	629	34	310
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	177	836	483
純資産額 (百万円)	26,319	18,084	25,636
総資産額 (百万円)	151,365	143,006	159,585
1 株当たり四半期（当期）純損 失() (円)	23.44	1.28	11.55
潜在株式調整後 1 株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.9	10.0	13.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する自社の株式は、1 株当たり四半期（当期）純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年 3 月31日）等を当第 1 四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第 1 四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策の一つとして、当社の子会社であるJAG国際エナジー株式会社（以下「JAG国際エナジー」といいます。）及び国際航業株式会社（以下、JAG国際エナジーと併せて「対象子会社」といいます。）の株式の大部分を入札形式で売却する方針を決議しておりますが、JAG国際エナジーの売却につきましては、JAG国際エナジーの当社グループにおける重要性に鑑み、JAG国際エナジーの株式の売却に係る契約について臨時株主総会で株主の皆様のご承認をいただく方針に変更いたしました。

対象子会社の株式の売却代金をもって、株主の皆様への大幅な還元策を実施すること、及び「第二の創業」を実行する上での事業資金とすることを予定しておりましたが、対象子会社の株式の売却に係る契約については、いずれも臨時株主総会で株主の皆様のご承認をいただく方針といたしました。このため、今後の資金調達に支障が生じる可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、金融機関との協力体制を構築し、十分な運転資金が見込める状態であることから、資金繰りの懸念はありません。

以上により、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

なお、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載の通り、当社は、2021年8月2日開催の当社取締役会において、対象子会社の株式を譲渡することを決議し、併せて、株式譲渡契約の承認に係る議案を2021年8月31日に開催予定の当社の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

対象子会社の株式の売却代金をもって、対象子会社以外の当社グループの事業の抜本的構造改革のために一定の資金確保ができることから、前事業年度の有価証券報告書に記載した「（15）資金調達に関するリスク」は消滅していると考えております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載しております。

(1) 経営成績の状況

当社グループは、安心・安全で持続可能なまちづくり「Save the Earth, Make Communities Green」を目指しております。地球環境を取り巻く問題を解決すること、そして技術革新が開く新たな社会や市場を先見し、その革新を支援・推進すること、によって持続可能なまちづくりへ貢献しております。この基本方針の下、事業構造の変革を進めてきた当社グループは、「世界規模の“グリーン・コミュニティ創造会社”として気候変動対策とSDGs行動を通じて企業価値向上と社会課題解決を実現すること」を中期的な経営目標の中心に据えております。その中で、事業のセグメントとして、「空間情報事業」、「グリーン・エネルギー事業」、「森林活性化事業」の3つに分類しております。

当第1四半期連結累計期間の当社グループの業績は、天候不順による売電事業の不調があったものの、空間情報事業で繰越案件における生産活動の順調な前倒しや、イメージソリューション事業で売上構成比率(プロダクトミックス)の変更による利益率改善等もあり、売上高が前年同四半期比9.1%増の20,338百万円（前年同四半期の売上高18,639百万円）、営業利益は546百万円（前年同四半期の営業利益324百万円）、経常利益は324百万円（前年同四半期の経常利益5百万円）となりました。またグループ内資産の整理及び効率化を図るための投資有価証券売却による特別利益の発生もあり、親会社株主に帰属する四半期純損失は34百万円（前年同四半期の親会社株主に帰属する四半期純損失629百万円）となりました。

各セグメントの経営成績は次のとおりであります。

< 空間情報事業 >

当セグメントにおいては、国際航業株式会社がSDGsを先導するアジアNo.1の空間情報技術企業を目指し、2030年ビジョンとして「情報をつなげる力で、人・社会・地球の未来をデザインする」を掲げ、航空測量技術や建設コンサルティングのノウハウを連携させた事業を多くの領域にて展開しております。目的に応じ衛星や航空機、ドローン、車、船等で「測（量）る」、それらにより取得した情報（データ）を技術者が「分析・解析する（診る）」、収集・分析した情報をもとに、国土保全や地球環境保護、都市開発、防災対策等、私たちの生活に結び付く課題解決に「役立て」ています。株式会社ザクティでは、デジタルムービー/カメラを中心とした従来からのOEM/ODM供給は継続しながら、新たな市場開拓としてウェアラブルカメラ等、自社ブランドの業務用製品（マシン・アイ）の開発・製造・販売にも注力しております。

国際航業株式会社では、「防災・減災対策、国土強靱化のための公共事業予算」の執行に伴う案件確保に加え、前期から蓄積された繰越案件の順調な生産、さらに緊急事態宣言下におけるテレワーク等を活用した効率的な生産活動の確立による、生産性改善や営業活動に関する費用低減を進め、原価率の改善を進めてまいりました。株式会社ザクティにおいては、従来のデジタルムービー/カメラ、OEM/ODM供給からウェアラブルカメラ等、自社ブランドの業務用製品(マシン・アイ)へ、製品の売上構成比率の変化を進め、収益体質への移行を目指すとともに、経営体制の見直しを行い、売上進捗管理およびコスト意識の徹底を図りました。

このような活動の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、受注高は前年同四半期比15.5%増の22,754百万円（前年同四半期の受注高19,706百万円）、売上高は前年同四半期比16.5%増の12,038百万円（前年同四半期の売上高10,335百万円）、セグメント損失は983百万円（前年同四半期のセグメント損失1,407百万円）となりました。

<グリーン・エネルギー事業>

当セグメントにおいては、JAG国際エナジー株式会社を中心として、再生可能エネルギーを源とした売電事業のほか、自治体と協力して地産地消型の電力供給を目的とする地域創生関連事業を行っております。

当第1四半期連結累計期間においては、太陽光を中心とした発電施設開発を進めた結果、山口県宇部市(1.3MW)、栃木県栃木市(1.3MW)、宮城県延岡市(2.4MW)で太陽光発電所を新たに竣工しました。これにより当社グループの稼働済み発電所は、合計で111箇所となり、出力規模で257.4MWを超える規模となりました。また、地域活性化に寄与する新電力会社も含めた電力小売事業は、供給量ベースで73,287kwを超える規模に拡大しました。

このような活動の結果、昨年度の大型受託事業収入の反動による減収及び、昨年度は大規模な発電施設の竣工もなく、発電施設の積み増しによる収益貢献が限定的な事に加え、天候不順による売電量の減少が与える影響もあり、売上高は前年同四半期比10.9%減の4,780百万円(前年同四半期の売上高5,362百万円)となり、セグメント利益は前年同四半期比12.1%減の1,526百万円(前年同四半期のセグメント利益1,737百万円)となりました。

<森林活性化事業>

当セグメントにおいては、JAGフォレスト株式会社が森林を自社で保有し、地域の林業事業体と連携した林業生産事業に取り組んでいるほか、森林不動産売買サイト「森林.net」の運営事業を展開しております。また、新潟県の株式会社坂詰製材所が製材、プレカット、木造建築事業を、岩手県の株式会社木村産業が木造住宅用下地材の製造・販売事業を、さらに、兵庫県の株式会社KHCがマルチブランド戦略による戸建住宅事業をそれぞれ展開しております。

当第1四半期連結累計期間においては、JAGフォレスト株式会社の林業生産については引き続き順調に進捗し、不動産事業においては売上拡大に注力しました。株式会社坂詰製材所及び株式会社木村産業においてはウッドショックの影響により国産材の需要増加を背景に受注が増加し、売上が好調に推移した事に加え、株式会社KHCにおいては、前連結会計年度の下半期における新規受注の堅調な推移により豊富に受注残高を積み上げた注文住宅の早期着工と、コロナ禍のなかでの新たな需要の発掘による新規受注の増加に注力し、売上高と利益の確保に努めました。

このような活動の結果、当セグメントにおいては特に株式会社KHCの豊富に積み上げた受注残高の早期着工等の影響が大きく、売上高は前年同四半期比19.5%増の3,504百万円(前年同四半期の売上高2,932百万円)、セグメント利益は前年同四半期比1.3%増の9百万円(前年同四半期のセグメント利益9百万円)となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は143,006百万円と前連結会計年度末比16,578百万円の減少となりました。これは主に、売上代金の回収により売上債権が減少したことによるものです。

負債総額は124,922百万円となり前連結会計年度末比9,025百万円の減少となりました。これは主に、仕入債務の減少、及び借入金の返済など有利子負債の減少によるものです。

純資産額は剰余金の配当(特別配当)により利益剰余金が減少したことなどにより前連結会計年度末比7,552百万円減少の18,084百万円となりました。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の空間情報事業における研究開発活動の金額は、13百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,853,480
計	67,853,480

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2021年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,763,880	27,763,880	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	27,763,880	27,763,880	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日	—	27,763,880	—	4,024	—	30

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 316,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,354,400	273,544	—
単元未満株式	普通株式 93,080	—	—
発行済株式総数	27,763,880	—	—
総株主の議決権	—	273,544	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ11,100株および90株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数111個が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式580,800株(議決権の数5,808個)が含まれております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式52株が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本アジアグループ株式 会社	東京都千代田区丸の内三 丁目1番1号	316,400	—	316,400	1.14
計	—	316,400	—	316,400	1.14

(注) 「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式580,800株は、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2021年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,044	24,039
受取手形及び売掛金	28,419	13,523
商品及び製品	430	593
仕掛品	2,175	1,624
原材料及び貯蔵品	2,090	2,200
販売用不動産	7,487	7,526
短期貸付金	11	10
その他	3,212	3,410
貸倒引当金	33	47
流動資産合計	69,838	52,881
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	43,796	43,398
土地	7,337	7,336
その他（純額）	18,177	17,757
有形固定資産合計	69,310	68,492
無形固定資産		
のれん	1,827	1,769
その他	1,889	1,828
無形固定資産合計	3,716	3,597
投資その他の資産		
投資有価証券	3,395	2,801
長期貸付金	44	48
関係会社長期貸付金	1,316	2,171
敷金及び保証金	2,059	2,169
その他	9,229	10,214
貸倒引当金	447	444
投資その他の資産合計	15,597	16,962
固定資産合計	88,624	89,051
繰延資産	1,122	1,073
資産合計	159,585	143,006

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,768	4,618
短期借入金	12,668	8,408
1年内償還予定の社債	2,080	2,080
1年内返済予定の長期借入金	9,332	12,851
1年内返済予定のプロジェクトファイナンスに係る長期借入金	3,191	3,213
未払金	1,342	1,220
未払法人税等	734	179
賞与引当金	1,878	774
受注損失引当金	209	259
株主優待引当金	6	—
その他	8,964	10,498
流動負債合計	49,174	44,104
固定負債		
社債	2,050	2,050
長期借入金	26,137	21,852
プロジェクトファイナンスに係る長期借入金	35,450	34,473
リース債務	10,290	10,037
繰延税金負債	837	2,369
退職給付に係る負債	4,926	4,929
資産除去債務	4,587	4,621
その他	494	484
固定負債合計	84,773	80,818
負債合計	133,948	124,922
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,024	4,024
利益剰余金	18,281	9,956
自己株式	403	403
株主資本合計	21,902	13,577
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	811	607
繰延ヘッジ損益	1,808	929
為替換算調整勘定	101	120
退職給付に係る調整累計額	930	935
その他の包括利益累計額合計	34	733
非支配株主持分	3,699	3,772
純資産合計	25,636	18,084
負債純資産合計	159,585	143,006

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	18,639	20,338
売上原価	13,951	15,064
売上総利益	4,687	5,274
販売費及び一般管理費	4,363	4,728
営業利益	324	546
営業外収益		
受取利息	1	29
受取配当金	100	204
持分法による投資利益	1	—
貸倒引当金戻入額	1	3
雇用調整助成金	82	35
その他	34	68
営業外収益合計	221	340
営業外費用		
支払利息	346	341
開業費償却	106	103
持分法による投資損失	—	4
為替差損	6	2
その他	80	111
営業外費用合計	540	562
経常利益	5	324
特別利益		
投資有価証券売却益	30	584
関係会社株式売却益	224	—
特別利益合計	254	584
特別損失		
減損損失	34	26
固定資産除売却損	—	15
投資有価証券評価損	—	5
特別損失合計	34	47
税金等調整前四半期純利益	225	860
法人税、住民税及び事業税	436	190
法人税等調整額	241	533
法人税等合計	678	723
四半期純利益又は四半期純損失()	452	137
非支配株主に帰属する四半期純利益	177	171
親会社株主に帰属する四半期純損失()	629	34

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	452	137
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	272	203
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	15	19
退職給付に係る調整額	16	4
持分法適用会社に対する持分相当額	—	878
その他の包括利益合計	274	699
四半期包括利益	177	836
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	355	664
非支配株主に係る四半期包括利益	177	172

【注記事項】

(会計方針の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	
(収益認識に関する会計基準等の適用)	
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の連結子会社において、従来は工事完成基準を適用していた工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。 この結果、当第1四半期連結累計期間の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。	
(時価の算定に関する会計基準等の適用)	
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	
原価差異の繰延処理	操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期間末日までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動負債のその他として繰り延べております。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	
(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用) 当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて) 前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。	
(繰延税金資産の回収可能性) 当社は、2021年8月2日開催の当社取締役会において、当社の完全子会社である国際航業株式会社及びJAG国際エナジー株式会社(以下「対象子会社」といいます。)の株式を譲渡することを決議し、併せて、株式譲渡契約の承認に係る議案を2021年8月31日に開催予定の当社の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。 前事業年度の有価証券報告書においては、臨時株主総会における売却決議の可決の可能性が必ずしも高くはないとして繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りを行っていましたが、その後の「注記事項(重要な後発事象)」に記載の当社株券に対する公開買付けの結果を踏まえ、臨時株主総会において、対象子会社の株式の譲渡が可決されるものとして仮定を変更しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2021年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)	
複数得意先	151百万円	複数得意先	144百万円
	顧客の借入債務 (つなぎ融資)		顧客の借入債務 (つなぎ融資)
計	151百万円	計	144百万円

(四半期連結損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社グループの空間情報事業における売上高は、第4四半期連結会計期間の業務割合が大きいため、第3四半期連結累計期間までの各四半期連結会計期間と第4四半期連結会計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	1,198百万円	1,372百万円
のれんの償却額	58百万円	58百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	274	10.00	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年4月28日 臨時株主総会	普通株式	8,234	300	2021年3月18日	2021年4月30日	利益剰余金

(注) 1. 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金174百万円が含まれておりま
す。

2. 2021年4月28日臨時株主総会決議による配当は、特別配当となります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

剰余金の配当

「1. 配当金支払額」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	空間情報事業	グリーン・エ ネルギー事業	森林活性化事 業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	10,335	5,362	2,932	18,630	9	18,639	—	18,639
セグメント間の内部 売上高又は振 替高	3	51	—	54	13	67	67	—
計	10,338	5,413	2,932	18,684	22	18,707	67	18,639
セグメント利益又は 損失 ()	1,407	1,737	9	339	15	324	—	324

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務等であります。

2. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「空間情報事業」のセグメントにおいて、減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては34百万円であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	空間情報事業	グリーン・エ ネルギー事業	森林活性化事 業	計				
売上高								
顧客との契約から生じる収益	12,005	4,775	3,504	20,286	14	20,301	—	20,301
その他の収益	32	4	—	37	—	37	—	37
外部顧客への売上高	12,038	4,780	3,504	20,323	14	20,338	—	20,338
セグメント間の内部売上高又は振替高	3	109	—	112	20	132	132	—
計	12,041	4,889	3,504	20,435	35	20,471	132	20,338
セグメント利益又は損失()	983	1,526	9	552	6	546	—	546

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務等であります。

2. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「空間情報事業」のセグメントにおいて、減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては26百万円であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失	23円44銭	1円28銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(百万円)	629	34
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(百万円)	629	34
普通株式の期中平均株式数(株)	26,873,780	26,866,654

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する自社の株式は、1 株当たり四半期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- なお、1 株当たり四半期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第 1 四半期連結累計期間580,800株、当第 1 四半期連結累計期間580,800株であります。

(重要な後発事象)

- (株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株券に対する公開買付けの結果及び親会社の異動について)
- 株式会社シティインデックスイレブンス (以下「公開買付者」といいます。) が2021年 4 月27日から実施しておりました当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) が、2021年 7 月30日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について報告を受けました。また、本公開買付けの結果、2021年 8 月 6 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、当社の親会社に該当することとなりました。

本公開買付けの結果について

当社は、公開買付者より、本公開買付けにおいて、当社株式11,970,492株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

親会社の異動について

1. 異動予定年月日

2021年 8 月 6 日 (本公開買付けの決済の開始日)

2. 異動が生じる経緯

当社は、公開買付者から、本公開買付けにおいて、当社株式11,970,492株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2021年 8 月 6 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は新たに当社の親会社に該当することとなります。

3. 異動する株主の概要

新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1)	名称	株式会社シティインデックスイレブンス
(2)	所在地	東京都渋谷区東三丁目22番14号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 福島 啓修
(4)	事業内容	投資業等
(5)	資本金	100万円
(6)	設立年月日	2009年5月20日
(7)	純資産	2,870百万円(2020年5月31日現在)
(8)	総資産	45,067百万円(2020年5月31日現在)
(9)	大株主及び持株比率 (2021年4月27日現在)	株式会社レノ 50.00%
		株式会社ATRA 50.00%
(10)	当社と公開買付者の関係	
	資本関係	公開買付者は、当社株式を4,213,200株(所有割合(注):15.35%)所有しております。また、公開買付者の特別関係者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下同じです。)である野村幸弘氏(以下「野村氏」といいます。)は当社株式を1,256,400株(所有割合:4.58%)、同じく株式会社エスグラントコーポレーション(以下「エスグラントコーポレーション」といいます。)は当社株式を1,714,000株(所有割合:6.24%)、同じく株式会社南青山不動産(以下「南青山不動産」といいます。)は当社株式を1,360,000株(所有割合:4.95%)所有しており、公開買付者及び特別関係者(総称して、以下「公開買付者ら」といいます。)合計で当社株式を8,543,600株(所有割合:合計31.13%)所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 「所有割合」とは、当社が2021年6月30日に提出した第34期有価証券報告書(以下「当社有価証券報告書」といいます。)に記載された2021年3月31日現在の当社の発行済株式総数(27,763,880株)から、当社有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(316,312株)を控除した株式数(27,447,568株)に対する、当該株主が所有する当社株式の数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2021年4月27日現在)	主要株主である筆頭株主	42,132個 (15.35%)	—	42,132個 (15.35%)
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	161,836個 (58.96%)	—	161,836個 (58.96%)

- (注) 1. 「議決権所有割合」は、異動前・異動後ともに、当社有価証券報告書に記載された2021年3月31日現在の発行済株式総数(27,763,880株)から、当社有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(316,312株)を控除して得た株式数(27,447,568株)に係る議決権の数(274,475個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。
2. 上記については、当該株主より受領した添付書類に基づいて記載しており、当社として当該株主の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

５．今後の見通し

当社が2021年７月14日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（賛同）のお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース（賛同）」といいます。）の「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（４）上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの決済後、公開買付者が所有する当社株式の議決権が当社の総株主の議決権の３分の２以上となり、かつ公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合、又は、本公開買付けの決済後に、公開買付者が所有する当社株式の議決権が当社の総株主の議決権の３分の２未満であっても、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会において、当該議案が可決できる見通しとなった場合（具体的には、公開買付者が所有する当社株式の議決権が当社の総株主の議決権の40%以上となった場合）には、公開買付者は、当社株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことでした。したがって、その場合、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

（子会社株式の譲渡について）

当社は、2021年８月２日開催の当社取締役会において、カーライル・グループ（以下「カーライル」といいます。）に属する投資ファンドによって保有・運営されているジオホールディングスエルピー（Geo Holdings, L.P.）に対し、当社の完全子会社である国際航業株式会社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全て（普通株式3,815万7,103株）を、同じくカーライルに属する投資ファンドによって保有・運営されているグリーンホールディングスエルピー（Green Holdings, L.P.）に対し、当社の完全子会社であるJAG国際エナジー株式会社（以下「JAG国際エナジー」といい、国際航業株式会社と併せて「対象子会社」といいます。）の普通株式1,950株を譲渡することを決議し、併せて、各株式譲渡契約の承認に係る議案を2021年８月31日に開催予定の当社の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

株式譲渡の理由

当社が2021年３月１日付で公表いたしました「当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策等に関するお知らせ」（以下「企業価値向上等施策プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、同日開催の当社取締役会において、当社の企業価値の向上及び株主還元に係る施策の一つとして、当社の完全子会社である対象子会社の株式の大部分を、入札形式にて売却する方針を決議しておりました。

企業価値向上等施策プレスリリースに記載のとおり、対象子会社においては、事業成長の機会が豊富に存在し、成長機会の獲得には継続的な資金投入の必要があるにもかかわらず、当社の現在の財務状況に鑑みると金融機関から更なる資金調達を受けることは困難である一方、当社は、対象子会社以外の当社グループの事業（以下「JAG継続事業」といいます。）の抜本的構造改革のために一定の資金確保が必要な状況に直面しております。

これらの経営課題を踏まえ、当社は、対象子会社の株式を新たなパートナーへ売却することで、対象子会社の企業価値を最大化し、当社としても対象子会社の潜在価値を最大限顕在化した上で享受することを目指し、その一方で、対象子会社とJAG継続事業との有機的な連携は継続し、対象子会社と当社グループの各事業の双方の更なる事業成長に繋げていくとの考えのもと、複数の候補先との間で入札手続による各対象子会社の株式の売却手続をそれぞれ進めてまいりました。

国際航業株式会社の株式の譲渡

(1) 譲渡先の名称

ジオ ホールディングス エルピー (Geo Holdings, L.P.)

(2) 譲渡の時期

2021年9月7日(予定)

(3) 当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称 国際航業株式会社

事業内容 空間情報事業

会社との取引内容 当社は当該会社に対し、資金の貸付や経営指導・管理に係る役務提供を行っております。

(4) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

譲渡前の所有株式数 38,157,103株(所有割合:100%)

譲渡株式数 38,157,103株

譲渡損益 現時点において、同社株式譲渡日現在の財務数値が確定していないため、記載しておりません。

譲渡後の所有株式数 0株(所有割合:0%)

J A G 国際エナジー株式会社の株式の譲渡

(1) 譲渡先の名称

グリーン ホールディングス エルピー (Green Holdings, L.P.)

(2) 譲渡の時期

2021年9月7日(予定)

(3) 当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称 J A G 国際エナジー株式会社

事業内容 再生可能エネルギー発電施設の開発

会社との取引内容 当社は当該会社に対し、資金の貸付や経営指導・管理に係る役務提供を行っております。

(4) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

譲渡前の所有株式数 3,000株(所有割合:100%)

譲渡株式数 1,950株

譲渡損益 現時点において、同社株式譲渡日現在の財務数値が確定していないため、記載しておりません。

譲渡後の所有株式数 1,050株(所有割合:35%)

(注) J A G 国際エナジー自己株式取得の実行後及び J A G 国際エナジー追加株式譲渡の実行後における当社の J A G 国際エナジーの所有株式数は、0株(議決権の数:0個、議決権所有割合:0%)となる予定です。

(株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について)

当社は、2021年8月2日開催の当社取締役会において、臨時株主総会の開催予定日を2021年8月31日とし、国際航業株式会社の株式の売却に係る契約の承認に関する議案、JAG国際エナジー株式会社の株式の売却に係る契約の承認に関する議案、上場廃止となることを前提とする株式併合を行うことに関する議案、当社の普通株式の単元株式数を廃止することに関する議案(単元株式数の廃止に伴う定款の一部変更を含みます。)、及び、取締役2名の選任に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的及び理由

株式会社シティインデックスイレブンス(以下「公開買付者」といいます。)は、2021年4月27日から当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を開始していたところ、当社が2021年7月31日付で公表いたしました「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けの結果及び親会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2021年8月6日をもって、当社株式16,183,692株(所有割合(注1):58.96%)を所有するに至るとのことです。これを公開買付者の特別関係者(注2)(以下、公開買付者と併せて「公開買付者ら」といいます。)が所有する当社株式と合算しますと、公開買付者らは、当社株式を合計20,514,092株(所有割合:合計74.74%)を所有するに至るとのことです。

(注1)「所有割合」とは、当社が2021年6月30日に提出した第34期有価証券報告書(以下「第34期有価証券報告書」といいます。)に記載された2021年3月31日現在の発行済株式総数(27,763,880株)から、第34期有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(316,312株)を控除した株式数(27,447,568株)に対する、当該株主が所有する当社株式の数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。なお、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。以下同じです。

(注2)「公開買付者の特別関係者」とは、野村幸弘氏(以下「野村氏」といいます。)、株式会社エスグラントコーポレーション(以下「エスグラントコーポレーション」といいます。)及び株式会社南青山不動産(以下「南青山不動産」といいます。)を指します。野村氏は当社株式を1,256,400株(所有割合:4.58%)、エスグラントコーポレーションは当社株式を1,714,000株(所有割合:6.24%)、南青山不動産は当社株式を1,360,000株(所有割合:4.95%)所有しているとのこと。

今般、2021年7月31日に、当社は、公開買付者から、本公開買付けの決済により公開買付者らの当社株式の所有割合が合計74.74%となることに伴い、当社株式が上場廃止となることを前提とする本株式併合の実施を行うこと、本株式併合の併合比率に関しては、公開買付者ら(野村氏を除きます。)全員が本株式併合の効力発生後も当社の株主であり続けることができる比率(すなわち、公開買付者ら(野村氏を除きます。)のうち、それらが所有する当社株式数が最も少ない南青山不動産が本株式併合の効力発生後も株主であり続けることが可能となる比率)として、1,350,000対1としたい旨の要請を受けました。公開買付者によれば、かかる本株式併合の併合比率は、野村氏は、本株式併合の効力発生後に当社株式の所有を継続する意思が乏しかったこと、及び、仮に、野村氏を含めた公開買付者ら全員が本株式併合の効力発生後も当社の株主であり続けることができる比率とした場合には、本株式併合の効力発生により、エスグラントコーポレーション及び南青山不動産が多数の1株に満たない端数を所有することになるところ、当該端数の処理が煩瑣と考えたことを考慮して、決定したとのこと。

公開買付者の上記要請を満たす併合比率は、1,350,000対1(1,350,000株を1株に併合すること)となりますが、上記の併合比率を設定した場合、1,350,000株(所有割合:4.92%)以上の当社株式を所有されている当社の株主の皆様は、本株式併合の効力発生後においても当社の株主であり続けることとなります(以下、かかる株主を「本株式併合後株主」といいます。)。但し、2021年7月12日時点における当社の株主名簿、その後の当社株式を対象として提出された大量保有報告書(その変更報告書を含みます。)、及び、公開買付者から共有を受けた本公開買付けに関する応募状況を示す資料を精査したところ、当社が認識する限り、本株式併合後株主は公開買付者ら(野村氏を除きます。)のみです。

２．株式併合の概要

（１）本株式併合の日程

本株式併合の日程は以下のとおりです。

	取締役会決議	2021年 8 月 2 日
	臨時株主総会開催日	2021年 8 月31日（予定）
	整理銘柄指定日	2021年 8 月31日（予定）
	売買最終日	2021年 9 月24日（予定）
	上場廃止日	2021年 9 月27日（予定）
	本株式併合の効力発生日	2021年 9 月29日（予定）

（注）臨時株主総会に係る議決権の基準日は2021年 7 月12日です。

（２）本株式併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合比率

当社株式について、1,350,000株を 1 株に併合いたします。

減少する発行済株式総数

27,763,860株

効力発生前における発行済株式総数

27,763,880株

効力発生後における発行済株式総数

20株

効力発生後における発行可能株式総数

80株

1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「１．株式併合の目的及び理由」及び「２．株式併合の概要」のとおり、本株式併合により、本株式併合後株主以外の株主の皆様が所有する株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じた 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第 1 項の規定により、その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第 2 項が準用する会社法第234条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2021年 9 月28日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である970円を乗じた金額に相当する金銭が交付される価格に設定することを予定しております（但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。）。

３．単元株式数の定め廃止について

（１）廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は20株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

（２）廃止予定日

2021年 9 月29日（予定）

(3) 廃止の基準

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款一部変更に係る議案（下記「 4 . 定款の一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件とします。

4 . 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は20株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 6 条（単元株式数）及び第 7 条（単元未満株式についての権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の結果、当社の発行可能株式総数は80株となること、かかる点をより明確にするために、当該事項に関する現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しています。）

現行	変更案
第 5 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>6 7 , 8 5 3 , 4 8 0</u> 株とする。	第 5 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>8 0</u> 株とする。
第 6 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1 0 0</u> 株とする。	（削除）
第 7 条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>（ 1 ）会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>（ 2 ）会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>（ 3 ）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>	（削除）
第 <u>8</u> 条乃至第 <u>50</u> 条（条文省略）	第 <u>6</u> 条乃至第 <u>48</u> 条（現行どおり）

(3) 変更の日程

定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年 9 月29日に効力が発生するものとします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 8 月 6 日

日本アジアグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真紀江 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 足 幸 男 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本アジアグループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本アジアグループ株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2021年8月2日開催の取締役会において、連結子会社である国際航業株式会社及びJAG国際エナジー株式会社の株式の譲渡について決議するとともに、2021年8月31日に開催予定の臨時株主総会の議案として、両社株式の譲渡に関する議案を付議することを決議している。また、同臨時株主総会において、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更についても議案として付議することを決議している。株式併合等に関する議案が同臨時株主総会にて可決された場合、会社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。